

横浜地域調達情報

令和6年8月27日公表 調達番号：横24170号

件名：CD-R等の購入【概算総価】（緑警察署）

見積書提出期限：令和6年9月5日（正午） 見積書提出場所：調達課 調達グループ

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	別紙のとおり						契約締結日 ～ 令和7年3月31日	緑警察署 (横浜市緑区中山4-36-13) 1階会計課事務室

特記事項

<p>1 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減の可能性がある。 2 見積金額は1単位あたりの消費税抜きの単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額（概算総価）とする。 3 見積金額は、単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載できるものとする。 4 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載すること（1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切り捨て）。 5 契約締結後は、請書の提出を依頼する。 6 その他詳細は、別添「仕様書」のとおり。</p>

同等品の確認の連絡先

所属	緑警察署
担当者	林
電話 FAX	045-932-0110 内線232 045-932-0110

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位
1	CD-R	不問	700MB、20枚入、 薄型ケース入	-	2	パック
2	DVD-R	不問	4.7GB、20枚入、 薄型ケース入	-	2	パック
3	BD-R	不問	25GB、10枚入、 薄型ケース入	-	1	パック
4	SDHCカード	不問	8GB	-	20	枚
5	USBメモリ	不問	16GB、 スライド式キャップ式不問、 USB3.0対応	-	190	本
6	USBメモリ	不問	32GB、 スライド式キャップ式不問、 USB3.0対応	-	33	本
7	インクボトル	エプソン	YAD-BK、ブラック	否	3	本
8	インクボトル	エプソン	HAR-C、シアン	否	3	本
9	インクボトル	エプソン	HAR-M、マゼンタ	否	3	本
10	インクボトル	エプソン	HAR-Y、イエロー	否	2	本
11	インクボトル	エプソン	KEN-MB-L、 マットブラック	否	10	本
12	インクボトル	エプソン	TAK-PB-L、 フォトブラック	否	15	本
13	インクボトル	エプソン	TAK-C-L、シアン	否	17	本
14	インクボトル	エプソン	TAK-M-L、マゼンタ	否	17	本
15	インクボトル	エプソン	TAK-Y-L、イエロー	否	14	本
16	メンテナンスボックス	エプソン	EPMB1	否	7	個
17	印画紙	不問	L判、400枚入り	-	48	箱
18	両面上質普通紙	エプソン	KA4250NPDR、 A4、250枚入り	可	8	パック
19	FAX用インクフィルム	パナソニック	KX-FAN190V 15m 5本入	否	7	箱

別添

仕 様 書

1 件名

CD-R等の購入

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

ただし、発注期間は契約締結日から令和7年3月21日までとする。

3 品目及び規格

別紙のとおり

4 契約方法

単価契約とする。

5 納入場所

緑警察署（横浜市緑区中山4-36-13） 1階会計課事務室

6 発注から納入までの流れ

- (1) 随時（概ね、月1回程度）、書面、ファクシミリ又は電子メールで発注するので、発注日の翌日から起算して10日以内に納入すること。ただし、発注日の翌日から起算して10日後が、「神奈川県の子に定める条例」に規定する休日にあたる場合は、その翌開庁日を納入期限とする。
- (2) 納入の際には、物品とともに、「納品書」（宛名、納入場所、納品年月日、商号、代表者役職氏名及び納品される物品の品名、規格、数量、単価、金額を記載）を提出すること。
- (3) 納入品に不適格品があった場合は、直ちに代替品を再納入すること。
- (4) 納入には、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針2（4）に規定する「低公害車」をいう。）を使用し、エコドライブ（同指針2（5）に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施すること。

7 代金の支払い等

受注者は、1カ月分の納入数量を取りまとめて翌月に請求するものとし、請求金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

なお、発注者は受注者から適法な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

8 その他

本契約の締結にあたり、次の条件が付されることに同意したとみなす。

- (1) 業者調査への協力
- (2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)に基づく契約解除等
- (3) 契約の履行遅滞に関しては、天災地変等でやむを得ないと認められる場合、又は発

注者側の都合による場合を除き、遅行期限の翌日から起算して遅延日数1日につき年2.5%の割合で計算した違約金を徴する。

- (4) 県へ物品の販売をする場合、原則、契約情報として、「契約相手方（法人名及び代表者氏名又は個人氏名）」などを県ホームページで公表する。

※（1）及び（2）に係る契約条件の詳細は神奈川県ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>) を参照。